

令和 2 年 2 月 1 4 日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

九州経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第 6 9 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

令和2年2月14日

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（3か月）について

- 九州経済産業局は、電話勧誘販売業者である株式会社RK企画（本社：鹿児島県鹿児島市、屋号：元気365）（以下「同社」といいます。）に対し、令和2年2月13日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第23条第1項の規定に基づき、令和2年2月14日から令和2年5月13日までの3か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第22条第1項の規定に基づき、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証することなどを指示しました。
- また、九州経済産業局は、同社の代表取締役鹿島良に対し、特定商取引法第23条の2第1項の規定に基づき、令和2年2月14日から令和2年5月13日までの3か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社RK企画（法人番号：6340001006262）
（屋号：元気365）
- (2) 所在地：鹿児島県鹿児島市下荒田4丁目14番33号
- (3) 代表者：代表取締役 鹿島 良（かしま りょう）
代表取締役 鹿島 大輔（かしま だいすけ）
- (4) 設 立：平成元年11月13日
- (5) 資本金：1,000万円
- (6) 取引類型：電話勧誘販売
- (7) 取扱商品：「伝統手づくりになにく玉」と称する商品、「ハイヒアルロ

ンプレミアム」と称する商品等

2 特定商取引法に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（名称及び勧誘目的不明示）（特定商取引法第16条）
- (2) 売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘（特定商取引法第17条）
- (3) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第19条第1項）
- (4) 商品の販売価格につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第21条第1項）

3 同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、鹿島良に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社R K企画（屋号：元気365）に対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社R K企画（以下「同社」という。）は、消費者宅に電話をかけ、当該電話において、「伝統手づくりのんにく玉」と称する商品、「ハイヒアルロンプレミアム」と称する商品等（以下「本件商品」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の締結について勧誘を行い、当該消費者（以下「電話勧誘顧客」という。）から本件売買契約の申込みを電話により受け、又は電話勧誘顧客と本件売買契約を電話により締結していることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和2年2月14日から令和2年5月13日までの間、電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

同社は、特定商取引法第16条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（名称及び勧誘目的不明示）、同法第17条の規定により禁止される契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、同法第19条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び同法第21条第1項の規定により禁止される商品の販売価格につき不実のことを告げる行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築して、これを同社の役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令

特定商取引法第22条第1項及び第23条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（名称及び勧誘目的不明示）（特定商取引法第16条）

同社は、遅くとも平成30年5月以降、電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「元気365の〇〇です。」「体の調子はどうですか。」などと告げるのみで、同社の名称及びその電話が本件売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げていない。

(2) 売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘（特定商取引法第17条）

同社は、遅くとも平成30年4月以降、電話勧誘販売に係る本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、「いない。」「いません。」などと本件売買契約を締結しない旨の意思を表示した電話勧誘顧客に対し、「ぜひ、ひと月でも飲んでみてください。」などと告げ、本件売買契約の締結について続けて勧誘をしている。

(3) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第19条第1項）

同社は、遅くとも平成30年3月以降、電話勧誘販売により、電話勧誘顧客と本件売買契約を締結したときに、電話勧誘顧客に対し、本件売買契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には次のア及びイの事項が記載されていない。

ア 特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第17条第1号に規定する代表者の氏名

イ 施行規則第19条第2項に規定する赤字の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」

(4) 商品の販売価格につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第21条第1項第2号）

同社は、遅くとも平成31年4月以降、電話勧誘販売に係る本件売買契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件商品を常時一定の価格で販売していたにもかかわらず、「今回だったら、数パーセント安くなるので、得な契約である」、「今ならキャンペーンで、普段は一万円以上するのに、今日だけ7000いくらになります。」などと、あたかも本件商品をキャンペーン期間中に限り割引された価格で販売しているかのように告げるなどしている。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（名称及び勧誘目的不明示）、売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘）

同社の従業員Zは、平成30年5月頃、消費者Aの自宅に電話をかけ、Aに対し、勧誘に先立って、同社の名称及び本件売買契約について勧誘する目的である旨を告げずに、「体の調子はどうですか。」「お勧めの商品があるので飲んでみてください。」「にんにく玉の見本を送るので飲んでみて。」などと告げ、「伝統手づくりになんにく玉」と称する商品の勧誘を始めた。Aは病院から処方された薬を飲んでいるためいけない旨をZに伝えたが、Zは「今、飲んでいるお薬とこの商品と一緒に飲んでも差し支えないから。」「送る。送る。」と繰り返し言った。Aは、これに対し、「いない。」と告げるなど、何度も断ってから電話を切った。

Zから電話があった半月程度後に、Aの自宅に、同社から郵送されてきたと思われる小さな封筒が届き、Aが封筒を開けて中を確認すると、同商品の見本が入っていた。

同商品の見本が届いた数日後に、Zと思われる同社の従業員からAの自宅に再度電話があり、Zは、Aに対し、「見本送ったけど飲んでくれましたか。」と告げたが、Aは、Zに対し、「いいえ、飲んでません。」「興味ありません。」「いないってこの前も断ったと思いますが。」と返答した。すると、Zは「私の母は、90いくつかななるんだけど、母は、とても体調が悪かったのに、この商品を飲んだら、すっかり元気になって歩けるようにもなって、丈夫になったんです。」などと告げたが、Aは「そうですか。でも、私は飲みません。いりません。」と告げた。Zは「送らせてください。」と告げて勧誘を続けたが、Aは「いりません。」と繰り返し言って電話を切った。

Zから同商品の勧誘の電話を受けた約1、2週間後、請求書の入った同商品がAの自宅に届いたため、Aは、同商品を同社に返送した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（名称及び勧誘目的不明示））

同社の従業員Zは、平成30年11月頃、消費者Bの自宅に電話をかけ、Bに対し、勧誘に先立って、同社の名称及び本件売買契約について勧誘する目的である旨を告げずに、「元気365のZです。」「しじみは栄養価が高くて、成分がいいから体にいいですよ。」などと告げ、しじみの話を始めた。Bは、これに対し、「そうですね。」と告げたところ、Zは続けて、「今回、しじみのエキスが入ったにんにくがあるのですが。」「この商品を使ってみてくださいよ。」などと告げ、「伝統手づくりになんにく玉」と称する商品の勧誘を始めた。Bは、Zに対し、妻が他社の別の商品を気に入って買っているのだからいけない旨告げると、Zは「いいものだから、お試しで飲んでみて。」「お試し品を送るから。」などと告げた。Bは最終的に、試供品が届くと思いき、明確に断ることなく電話を切った。

Zから同商品の勧誘の電話を受けた2日程度後に、請求書やチラシなどが入っている同商品がBのもとに届いた。

【事例3】（氏名等の明示の義務に違反する行為（名称及び勧誘目的不明示））

同社の従業員Yは、平成31年2月頃、消費者Cの自宅に電話をかけ、Cに対し、勧誘に先立って、同社の名称及び本件売買契約について勧誘する目的である旨を告げずに、「鹿児島で、にんにくを作っている会社です。」「地域限定で電話をかけています。」などと告げた。Yは、にんにくを作っている会社であるとは言ったが、Yが話を始めた際には、世間話をしてきたことから、Cも親しげに話をした。しばらくすると、Yは「体にいいにんにく玉はどうですか。」「元気になります。」などと告げ、突然「伝統手づくりのにんにく玉」と称する商品の勧誘を始めた。その後、Yは、Cに対し、Cの自宅の住所を突然確認するなどしてきたが、Cは、Yに質問されるがまま全て答えてしまい同商品を購入した。

Yから電話があった1、2日程度後に、Cの自宅に請求書や振込用紙、パンフレットなどが入った同商品が届いた。

【事例4】（売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘）

同社の従業員Yは、平成30年4月頃、消費者Dの自宅に電話をかけ、Dに対し、「サンプルのにんにく玉は飲んでいただけましたか。」などと告げ、以前送付した「伝統手づくりのにんにく玉」と称する商品のサンプルを試した旨の感想を尋ねた。Dは、Yに対し、届いたサンプルは送ってもらうことを断ったにもかかわらず、無断で送られた上、興味もなかったことから、「飲んでいません。」と告げた。すると、Yが「こののにんにく玉は身体に良いので一度飲んでみてください。」などと告げたが、Dは、同商品を飲むつもりがなかったので、「飲まないから。」と告げて断ったところ、Yは、Dに対し、「この商品を継続して飲んでみてくださいませんか。」などと告げ、同商品の購入について勧誘を行った。Dは、Yに対し、「いいですから送らないで。」と告げて、本件売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、Yは「ぜひ、ひと月でも飲んでみてください。」などと告げ、同商品の購入についての勧誘を継続したが、Dは、Yに対し、「医者のお薬を飲んでいるから健康食品は飲まないで送らないでください。」と告げて再度断り、電話を切った。

Yから同商品の勧誘の電話を受けた数日後、同商品がDのもとに届いたため、Dは、同商品を同社に返送した。

【事例5】（売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘）

同社の従業員Zは、平成30年6月頃、消費者Eの自宅に電話をかけ、Eに対し、「にんにく玉という、良い商品があるので、飲んでみませんか。」などと告げて、「伝

「伝統手づくりのんにく玉」と称する商品の購入について勧誘した。Eは、Zに対し、「薬には頼らないから、いりません。」などと告げて、本件売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、Zは引き続き同商品の購入について勧誘を継続した。Eは、Zに対し、「いらない。」と告げて再度断り、電話を切った。

Zから同商品の勧誘の電話を受けた2週間程度後に、請求書が入った同商品がEのもとに届いた。

【事例6】（商品の販売価格につき不実のことを告げる行為）

同社の従業員Xは、平成31年4月頃、消費者Fの自宅に電話をかけ、Fに対し、「こんにちは、Fさんのお宅ですか。元気365のXと言います。鹿児島会社です。」と告げた。その後、Xは、Fに対し、「伝統手づくりのんにく玉」と称する商品を販売していること及び同商品が顧客から好評を得ていることを伝えた。さらに、Xは、Fに対し、「今回だったら、数パーセント安くなるので、得な契約である」などと告げ、同商品の購入をFに勧めたことから、Fは、同商品を1回のみ購入することについて承諾した。

Xから同商品の勧誘の電話を受けた約1週間後、同商品がFのもとに届いた。

同商品が届いてから約1か月後に、同社からFの自宅に、再度同商品が届いたが、Fは、同商品の購入を承諾していなかったことから、Fは、同商品を同社に返送した。

【事例7】（商品の販売価格につき不実のことを告げる行為）

同社の従業員Wは、令和元年7月頃、消費者Gの自宅に電話をかけた。Gは、以前に同社と契約していた「伝統手づくりのんにく玉」と称する商品の売買契約を解約したいと思っていたことから、Wに対してその旨を伝えた。しかし、Wは、Gに対し、Gの体調などを聞き、Gが自身の膝に痛みを感じていること及びトイレに行く回数が多いことなどを話したところ、Gに対し、「じゃあ、ヒアルロン酸はどうですか。本当にいいから。」「今ならキャンペーンで、普段は一万円以上するのに、今日だけ7000くらいになります。」「普通は高いんだけど、キャンペーン中だから。」「トイレの回数も減ると、みんな言っていました。」などと告げ、「ハイヒアルロンプレミアム」と称する商品の売買契約の締結について勧誘した。Gは、一回のみの購入の約束で同商品を送ってもらうこととした。

同年の8月の初め頃、Gのもとに請求書が入った同商品が届いた。

鹿島 良に対する行政処分の概要

1 名宛人

株式会社R K企画 代表取締役 鹿島 良（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

令和2年2月14日から令和2年5月13日まで（3か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 九州経済産業局長は、別紙1のとおり、株式会社R K企画（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた電話勧誘販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。